

平成24年江田島市教育委員会会議第2回定例会会議録

平成24年2月20日(月)、平成24年第2回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時30分
閉会 午前 10時45分

2 出席委員

委員長	平上博文
委員長職務代理者	木葉登喜夫
委員	坪木一恵
委員	樋上美由紀
教育長	万治功

3 出席説明員

教育次長	木戸佐夜子
学校教育課長	御堂岡健
学校給食調理場 総括場長	濱家高栄
生涯学習課長	宇根英治
図書館長	横手乃文

4 事務局

学校教育課
課長補佐兼総務係長 田原留美子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第1号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第2号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (5) 議案第3号 江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案につ

いて

(6) 議案第4号 江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

(7) 議案第5号 江田島市スポーツ推進委員の委嘱について

(8) 議案第6号 平成24年度江田島市教育委員会予算について
その他

7 議事の概要

○ 平上委員長

ただ今から教育委員会会議の第2回定例会を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。出席委員は5名で定足数に達しています。

議題のうち、第5号議案は人事に関する案件であり、第6号議案については、審議途中であるので、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員賛成)

○ 平上委員長

全員賛成と認めます。

したがいまして、第5号議案・第6号議案は公開しないで審議することにします。

それでは、日程第1 教育長報告をお願いします。

○ 万治教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。(省略)

○ 平上委員長

以上で教育長報告を終わります。

日程第2 本日の会議録署名委員の指名は会議規則第17条の規定によりあらかじめ署名委員の順番を決めていますので樋上委員をお願いします。

それでは、日程第3 議案第1号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 万治教育長

議案第1号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてですが、提案理由としまして、能美中学校の新築に当たり、敷地の地番を整理したことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるもので、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

詳しくは、次長から説明させます。

○ 木戸次長

提案理由につきまして説明させていただきます。

先ほど、教育長が説明いたしましたとおりです。

5 ページをお願いします。別表第2 江田島市立能美中学校の項中位置を「江田島市能美町中町3721番地」を「江田島市能美町中町3721番地1」に改めるものです。

附則としましてこの条例は公布の日から施行するものです。

ご審議よろしくをお願いします。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ありませんか。(意見なし)

全員異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○ 平上委員長

それでは、日程第4 議案第2号 「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 万治教育長

議案第2号 「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ですが、提案理由としまして平成24年4月1日から廃校となる飛渡瀬小学校を生涯スポーツ施設として市民へ開放すること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。詳しくは、次長から説明させます。

○ 木戸次長

提案理由につきまして説明させていただきます。

先ほど、教育長が説明いたしましたとおりです。

9 ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。「江田島市体育施設設置及び管理条例関係」各表の「切串体育館」の下に「飛渡瀬体育館」を加えるものです。

10 ページをお願いします。江田島市立学校施設使用料条例関係（附則により改正）第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条」を「学校教育法（昭和22年法律26号）第137条」に改めます。第2条第2項中「学校教育法第85条」を「学校教育法第137条」に改めます。また、別表第1及び別表第2表中

「・飛渡瀬」を削除するものです。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ありませんか。(意見なし)

全員異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○ 平上委員長

それでは、日程第5 議案第3号「江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由を求めます。

○ 万治教育長

議案第3号 「江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ですが、提案理由につきましては、楠田会館の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

詳しくは、次長から説明させます。

○ 木戸次長

提案理由につきまして説明させていただきます。

先ほど、教育長が説明したとおりです。

14ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。第2条表中の楠田会館の項を削除するものです。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 平上委員

ただいまの説明に対してご質問・ご意見についてはありませんか。

参考資料として、教育要覧の53ページに楠田会館が記載されていますので、それをご覧になられてください。

○ 平上委員

それでは、私の方から、質問します。

楠田集会所の廃止についての、住民の方の説明、地域の理解の状況の説明を求めま

す。

○ 宇根課長

その件につきましては、平成20年から楠田会館が休眠状態の施設となっています。

以前から町づくり協議会の方から資材置き場等として、使わせてもらえないかと要望があり、地域の理解は得られています。

また、国に打診したところ、廃止については、特に問題ないとの回答をいただいております。

○ 平上委員長

はい、わかりました。

それでは、そのほか質問・意見ありませんか。(意見なし)

全員異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○ 平上委員長

それでは、日程第6 議案第4号 「江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由を求めます。

○ 万治教育長

議案第4号 「江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ですが、提出理由として、図書館法(昭和25年法律第118号)の改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(昭和16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定により委員会の意見を求めるものです。詳しくは、次長から説明させます。

○ 木戸次長

提案理由につきまして説明させていただきます。

先ほど、教育長が説明したとおりです。

17ページをお願いします。新旧対照表をお願いします。第3条第2項中「法第15条に掲げる者のうちから」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」に改めるものです。

附則としましてこの条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

ご審議よろしくをお願いします。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ありませんか。(意見なし)
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認されました。

○ 平上委員長

それでは、日程第7 議案第5号「江田島市スポーツ推進の委嘱について」と日程第8 議案第6号「平成24年度江田島市教育委員会予算について」の審議は非公開とします。

みなさん、意義ありませんか。(全員意義なし)
異議がないと認め、非公開とします。

以上で平成24年江田島市教育委員会会議第2回定例会を閉会します。
次の教育委員会会議は3月19日(月)に開催します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員